

人事課所管に係る行政改革実施事項

実施年月日	行政改革実施事項
H.10.4.1	冬事務服の貸与期間3年を5年に延長
H.11.4.1	夏事務服は男性の貸与を廃止、女性は貸与期間1年を2年に延長
H.14.1.1	当面、事務服の貸与期間を2年延長すると共に、事務服着用を自由化とし、私服との併用を認める。
H.14.3.1	私服に合わせて、名札を明るく大きく改める。
H.16.4.1	冬事務服及び女性用夏事務服の貸与廃止
H.10.10.1	部下による管理職の勤務評価制度を創設
H.11.10.1	同上の制度の見直し（係長職が課長補佐職を、課長補佐職が課長職を評価することを義務付け）
H.10.12.11	勤勉手当支給（6月、12月）に係る成績率の導入（課長職以上）
H.11.4.5	次長職及び課長職を対象に目標管理自己評価制度を創設
H.11.4.1	職員手帳の貸与廃止
H.15.4.1	退職者昼食会(3/31)の廃止
H.15.4.1	長期勤続表彰金品授与の廃止
H.11.4.1	職員互助会交付金（保健経理分）の3年間の段階的廃止
	平成13年4月1日廃止
H.13.4.1	補助金の見直しに伴う職員互助会交付金交付率の引き下げ
	5/1,000から4.5/1,000へ引き下げ
H.18.4.1	公費負担と掛金負担の事業及び経理区分の明確化による職員互助会交付金の見直し
H.11.4.1	45歳からの早期退職勧奨制度の創設（平成17年3月末まで）
H.12.6.1	同上の制度の見直し（勧奨退職審査会の新設）
H.11.4.1	初任給基準の1号給引き下げ（平成11年4月以降採用の全職員）
H.11.4.1	管理職手当の支給率を一律0.5%引き下げ
H.13.4.1	給与抑制策に伴う管理職手当の支給率を更に一律0.5%再度の引き下げ
H.15.4.1	管理職手当の支給率を一律1.0%引き下げ（3回目）
H.20.4.1	管理職手当の見直し（定率制から定額制へ移行）
H.11.4.1	市長の給料及び調整手当を10%カット（1年間）
	助役、収入役、教育長の給料及び調整手当を5%カット（1年間）
H.13.4.1	市長の給料、調整手当及び期末手当を10%カット（3年間）
	助役、収入役、教育長の給料、調整手当及び期末手当を7%カット（3年間）
H.15.12.1	市長の給料、調整手当及び期末手当を10%カット、助役、収入役、教育長の給料、調整手当及び期末手当を7%カットの3年間延長（平成19年3月31日まで）
H.18.4.1	市長・助役・教育長の調整手当廃止
H.19.4.1	市長の給料及び期末手当を10%カット、副市長、教育長の給料及び期末手当を7%カットの3年間延長（平成22年3月31日まで）
H.11.4.1	特別職（市長、助役及び収入役）の退職手当支給率の引き下げ
H.13.4.1	特別職及び教育長の退職手当カット（カット率及びカット期間は給与カットに同じ）

実施年月日	行政改革実施事項
H.18.4.1	特別職（市長、助役）及び教育長の退職手当支給率の引き下げ（現行の2分の1）
H.18.4.1	収入役廃止
H.18.4.1 H.20.4.1	調整手当廃止（地域手当として平成18年度は6%支給） 地域手当の支給率引き下げ（平成20年度は4%、平成21年度は2%支給とし、平成22年度は非支給）
H.11.4.1 H.12.4.1 H.17.4.1 H.18.12 H.19.4.1	特殊勤務手当の一部見直し（福祉手当の廃止など） 特殊勤務手当の全面的見直し 特殊勤務手当の一部見直し（競艇ナイターレース手当廃止・施設勤務手当の引き下げ） 特殊勤務手当の一部見直し（年末年始勤務手当の引き下げ） 特殊勤務手当の一部見直し（施設勤務手当及び年末年始勤務手当廃止・清掃課勤務の衛生手当引き下げ・清掃課勤務の衛生手当（夏季加算）廃止）
H.17.4.1	住居手当の見直し（持家に係る手当の引き下げ）
H.17.4.1 H.17.10.1	通勤手当の見直し（全ての距離区分に応じて一律1,500円の引き下げ） 通勤手当の見直し 通勤距離2km未満・徒歩通勤・同乗通勤者の通勤手当廃止 通勤距離2km以上の通勤手当の削減
H.11.7.1	議員、特別職及び教育長の期末手当支給率の改正 年間5.25月を年間4.05月に引き下げ（現行3.5月）
H.11.10.1 H.17.4.1	旅費のうち、日当の見直し（県内旅行は2分の1） 旅費のうち、日当の見直し（県内旅行及び100km未満の県外旅行に係る日当の廃止）
H.12.1.1	救慰金支給制度の見直し（消防職員以外の職員の支給額は消防職員の2分の1とし、合わせて下限額を引き下げ）
H.12.1.11	人材の登用についての応募制の実施（技術職、女性消防職、ポートピア川崎派遣など、平成14年以降は退職派遣、職員派遣も対象）
H.12.4.1	退職時特別昇給制度の廃止による退職手当の支出抑制
H.12.4.1	職員親睦旅行助成制度の廃止（1人2,000円補助）
H.12.4.1 H.15.4.1 H.16.4.1 H.17.4.1~ H.18.4.1	非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱の制定 臨時職員の賃金その他の勤務条件に関する要綱の制定 一般行政職、小中学校主事の退職及び異動に伴う職員の減員を非常勤職員にて補充。経費節減とともにワークシェアリングにより市民の雇用の拡大を図る。 一般行政職の退職、小中学校主事の異動及び委託業務内容の見直しに伴う職員等の減員を非常勤職員にて補充。経費節減とともにワークシェアリングにより市民の雇用の拡大を図る。 一般行政職の退職等に伴う職員等の減員補充及び小中学校校務員の非常勤化。経費節減とともにワークシェアリングにより市民の雇用の拡大を図る。 高齢職員の知識・経験を活用するための再任用制度導入
H.12.5.1	降格申出制度の実施（翌年度の人事異動に反映）
H.12.5.1	職員名簿の作成を廃止
H.12.7.10	時間外（休日）勤務手当の予算を10%削減したことに対する具体策の実施（勤務命令の適正化と所属長のチェック）

実施年月日	行政改革実施事項
H.13.4.1	時間外(休日)勤務手当の予算を、前年度予算の10%削減
H.13.7.5	前年度と同様な手法による具体策を指示+振り替えの徹底
H.14.4.1	職員の勤務時間の適正な把握のために所属長が構はずべき措置を策定し、所属長にサービス残業を黙認しないよう通知する。 時間外(休日)勤務手当の予算を、前年度の予算の10%削減
H.13.4.1	都市職員体育大会費用を互助会で計上し、市費負担を廃止
H.14.4.1	愛知県都市職員体育連盟から脱退
H.13.4.1	職員駐車場に係る費用負担(市1/3、互助会1/6 職員1/2)の内、市費負担を廃止(職員1/2,互助会1/2)
H.14.4.1	職員駐車場費用の全額職員負担に移行
H.13.4.1	職員給与の抑制策の実施 職員給与(給料、調整手当、期末・勤勉手当)の3%カット 平成13年4月1日から向こう3年間 普通昇給の延伸(6月の延伸を2回実施) 平成11年3月31日以前に採用された職員について実施
H.13.4.1	決裁規程の内、人事関係の決裁に関する規定を見直し、決裁区分の細分化と一部決裁権限の委譲を図る。
H.13.4.1	外郭団体へ就職する市職員退職者への退職金支給廃止
H.13.10.1	職員の旧姓を内部事務の一部で使用することを認める制度を創設し、同年12月1日に申し出の第1号を認めた。
H.14.4.1	休日(祝日)に競艇事業部で勤務する課長補佐以上の管理職に対して支給していた管理職員特別勤務手当の支給を廃止した。
H.14.6.1	休日市役所窓口センターと日直業務を統合し、4人体制で宿直室で実施
H.14.10.1	同上の業務を3人体制へ移行
H.14.6.1	市職員を退職して特別職に就任した場合の最初の期末手当支給に係る在職期間について、市職員の在職期間を除外して期末手当を支給することとした。
H.14.12.1	特別職、教育長が任期満了に伴い再選又は再任された場合の最初の期末手当支給に係る在職期間について、退職前の在職期間を除外して期末手当を支給することとした。